

特別徴収税額通知受取方法及び通知先Eメールアドレス変更申出書

年 月 日提出	給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	所在地 (住所)	〒 —										eLTAX 利用者ID		
		名 称 (氏名)											連 絡 先 担 当 者	特別徴収義務者の 指定番号	※市区町村ごとに異なります。
		代 表 者 職 氏 名												課 係	
		法人番号													
寝屋川市長宛													電 話 番 号		(内線)

事 項	変 更 前 (旧)			変 更 後 (新)		
受取方法	特別徴収義務者用	<input type="checkbox"/> 電子データ	<input type="checkbox"/> 書面	特別徴収義務者用	<input type="checkbox"/> 電子データ	<input type="checkbox"/> 書面
	納税義務者用	<input type="checkbox"/> 電子データ	<input type="checkbox"/> 書面	納税義務者用	<input type="checkbox"/> 電子データ	<input type="checkbox"/> 書面
通知先 Eメールアドレス						

- ◆ 「電子データ」を選択した場合は、市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額決定通知について、「電子署名を付した特別徴収税額通知電子データ」を送付します。
- ◆ 「書面」を選択した場合は、「書面による特別徴収税額通知書」のみ送付し、電子データは送付しません。
- ◆ 電子データでの受取を希望する場合は、「保護番号」を通知するためのメールアドレスの入力が必須です。
- ◆ 納税義務者用の受取方法に「電子データ」を選択した場合は、**受給者番号の設定が必須となります。**また「,」「@」「¥」など使用できない文字があります。受給者番号の設定有無又は内容によっては、給与支払報告書の再提出を依頼する場合があります。
- ◆ 特別徴収税額通知受取方法・メールアドレスの変更は、原則毎月(6月を除く)20日までに届いたものは届いた月の翌月から適用します。※6月から変更を希望する場合は、当該年度の4月15日(土日にあたる場合は翌営業日)までに本書を提出してください。
- ◆ **通知先Eメールアドレスに変更があった場合は必ず本書を提出してください。**提出がない場合は、特別徴収税額通知を電子データで送付できないことがあります。

【提出先】

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号
 寝屋川市 市民サービス部 税制・市民税担当
 電話番号 072-813-1114(直通)